

# 船舶事故調査報告書

平成30年11月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年7月8日 12時45分ごろ
発生場所	滋賀県大津市四ツ谷川河口西方沖（琵琶湖南部） 唐崎三等三角点から真方位052°1,010m付近 （概位 北緯35°03.2′ 東経135°52.6′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>ネクスト</sup> NEXT-IIは、北東進中、プレジャーボート 20-16は、錨泊中、両船が衝突した。 NEXT-IIは、船首船底部に擦過傷を生じ、20-16は、左舷中央部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成30年7月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート NEXT-II、1.1トン 241-20724 滋賀、株式会社 NEXT 5.66m (Lr) × 2.38m × 0.80m、FRP ガソリン機関、183.9kW、平成27年6月 B プレジャーボート 20-16、0.4トン 253-34500 滋賀、個人所有 4.63m (Lr) × 1.61m × 0.61m、FRP ガソリン機関、14.7kW、昭和59年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 35歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成28年9月16日 免許証交付日 平成28年9月16日 （平成33年9月15日まで有効） B 船長B 男性 41歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年5月18日 免許証交付日 平成29年5月2日 （平成34年5月17日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 船首船底部に擦過傷 B 左舷中央部外板に破口及び右舷中央部外板に亀裂（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、魚釣りをを行う目的で、平成30年7月8日12時40分ごろ滋賀県大津市下阪本のマリーナを出航した。</p> <p>A船は、マリーナの入口付近を北進したのち右転し、船長Aが船体中央部左舷側の操縦席に腰を掛け、左手で操舵ハンドル、右手でシフトレバーを持ち、足元のフットペダルを踏みながら約20～30km/h（約11～16ノット）の速力（対地速力、以下同じ。）で北東進していた。</p> <p>船長Aは、12時44分ごろ、左舷船首方70～80m付近に船外機から白煙を上げているプレジャーボートを認め、その動静に注意を向けながら航行中、船長Bの「危ない」という声を聞き、船首方を見たところ、船首を北方に向けたB船を至近に認めたもののどうすることもできず、12時45分ごろA船の船体がB船の左舷中央部から乗り上がり、B船の右舷側湖面へ着水した。</p> <p>船長Aは、B船の左舷船尾部のガンネルにつかまって湖面に浮いていた船長BをA船に引き上げ、負傷の有無を確認して連絡先を交換し、携帯電話でB船のレンタルボート業者に連絡したのち、本事故の発生を警察に通報し、B船の出航したマリーナへ向かった。</p> <p>B船は、レンタルボートで、船長Bが1人で乗り組み、魚釣りの目的で、06時00分ごろ大津市際川のマリーナを出航し、大津市浜大津沖で釣りを行ったのち、大津市下阪本沖の水深が約3mの釣り場に移動し、12時00分ごろ、船首部から重さ約5kgの錨及び全長約5mの錨索を水中へ投入し、船首を北方に向けて船外機を停止し錨泊を開始した。</p> <p>船長Bは、後部甲板で左舷方に向いて立ち、付近にいた約10隻の船舶を見ながら、左舷側に竿を出して釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、エンジン音が聞こえたので音のする方向へ目を向けたところ、左舷船尾方50m付近に、B船に向けて接近するA船を視認したものの、ふだんから航行中の他船が、錨泊しているB船を避けていたので、A船もB船を避けると思い、釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、左舷後方25m付近まで接近したA船にB船を避ける気配がなかったので、衝突の危険を感じて「危ない」と叫び、B船の船尾方から湖に飛び込んだ直後、A船の船体がB船の左舷中央部から乗り上がった。</p> <p>船長Bは、船長AによってA船に引き上げられたのち、来援したレ</p>

	<p>ンタルボート業者のプレジャーボートに移り、B船は、左舷中央部外板の破口から浸水したものの、同プレジャーボートによって出航したマリナーへい航され、後日廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 B船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、喫水が船首約0.1m、船尾約0.3mであった。</p> <p>B船の喫水は不明であった。</p> <p>船長A、同乗者A及び船長Bは、本事故当時、それぞれ救命胴衣を着用していた。</p> <p>本事故発生場所は、滋賀県琵琶湖等水上安全条例第22条の規定に基づき作成された琵琶湖等における水上交通の方法等に関する教則(滋賀県公安委員会告示)第4章(航行が制限されている水域)により、3月1日から11月30日までの間、動力船の航行速度が7ノット以下に制限されている水域である。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、琵琶湖南部の四ツ谷川河口西方沖を北東進中、船長Aが、左舷方の他船に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、琵琶湖南部の四ツ谷川河口西方沖において錨泊中、船長Bが、左舷後方から接近するA船を視認した際、航行中のA船がB船を避けると思い込み、錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、ふだんから錨泊して釣りをしている際、航行中の他船がB船を避けていたことから、本事故当時も航行中のA船がB船を避けると思い込み、錨泊を続けたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、琵琶湖南部の四ツ谷川河口西方沖において、A船が北東進中、B船が錨泊中、船長Aが、左舷方の他船に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船がB船を避けると思い込み、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、特定の船舶だけに注意を向けることなく、周囲を見渡すなどして常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・条例等で定められている速度を遵守すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



国土地理院 地理院地図 (電子国土 Web) 使用

写真1 B船の損傷状況

